

鳥取県告示第226号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字新川前2293の9
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため